

静岡市入札談合等情報処理要領

1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事の入札（随意契約に係る見積書の徴収を含む。以下同じ。）に係る情報で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する談合行為、その他入札に関し不正な行為（以下これらを「入札談合等」という。）に関するものがあつた場合における本市の対応その他の処理方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 情報内容の確認等

財政局財政部契約課長（以下「契約課長」という。）は、入札談合等の情報を受け、又は報道により入札談合等の情報を把握したときは、次のように取り扱うものとする。

（1）情報の提供者の氏名、住所、職業等その身元を明らかにする事項を確認する。

なお、当該情報が報道によるもの又は報道機関自身が提供者であるものであるときは、報道活動に支障のない範囲で当該情報の出所を明らかにするよう当該報道機関に要請する。

（2）情報の内容を入札談合等情報報告書（様式第1号）にまとめ、静岡市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）に報告する。

3 具体的対応を要する情報の認定等

調査委員会の委員長は、2の（2）による報告を受けたときは、当該報告に係る情報を次のように取り扱うものとする。

（1）速やかに調査委員会を招集して、情報内容の信ぴょう性、具体的対応の必要性等について審議させる。

（2）情報の提供者、内容等の確認状況、（1）による調査委員会の審議状況その他の事情を考慮して、当該情報につき、信ぴょう性があり、かつ、具体的対応の必要性があると認められるものであるか否かを決定する。この場合において、当該情報の把握が入札執行後に行われたものであるときは、既に入札結果等が公表されていること等に留意して決定する。

（3）（2）により具体的対応の必要性が認定された情報については、4に定めるところより、具体的対応を行うよう契約課長に指示する。

（4）（2）により具体的対応の必要性が認定されなかった情報については、次のように処理する。

ア 情報の把握が入札執行前であるときは、そのまま入札を執行したうえで、当該情報により受注予定者とされた者が当該入札の最低入札者となったときに限り、当該入札の参加者全員に誓約書（様式第2号）を自主的に提出させる。

イ アの場合以外の場合には、特段の対応は行わない。

4 具体的な対応

契約課長は、3の（2）により具体的対応の必要性があると認められた入札談合等の情報について、次のように取り扱うものとする。

（1）入札執行前に認定された場合

ア 入札談合等の情報につき、具体的対応の必要性があると認められた旨を直ちに公正取引委員会に通報する。

（ア） 通 報 先 公正取引委員会事務総局中部事務所

（イ） 方 法 入札談合等情報資料送付書（様式第3号）に必要な資料を添付して送付する。

イ 入札参加予定者全員に対して事情聴取を行う。

（ア） 実施時期 原則として入札執行日前に実施するが、時間的余裕がないときは、建設工事入札心得（以下「入札心得」という。）の第12項第2号を適用し、入札を延期したうえで実施する。

（イ） 方 法 入札参加者を個別に呼び出し、複数の職員による聞取りを行う。この場合における聴取項目は、おおむね次のとおりとする。

① 入札執行に当たり、既に落札業者が決定しているとの情報があるが、その事実があるかないか。

② 本件工事について、他者と何らかの打合せ、話合いをしたことがあるかないか。

③ ②の事実があったとすれば、どのような内容か。

④ 見積者、入札額決定者、施工意欲の有無その他関連する項目

（ウ） 聴取結果 事情聴取の結果を事情聴取書（様式第4号）にまとめたうえで、その写しをアの手続に準じて公正取引委員会に送付する。

ウ 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる証拠を得たときは、入札心得の第12項第2号を適用して入札の執行を延期又は中止し、併せてアの手続に準じて公正取引委員会に通報する。この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な資料を添えて通報する。

エ 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、次のように処理する。

(ア) 入札参加予定者全員に誓約書を自主的に提出させ、併せてアの手続に準じて公正取引委員会にその写しを送付する。

(イ) 「入札執行後において入札談合等の事実が明らかとなった場合は、入札心得第11項第5号又は第6号に基づいて当該入札を無効とする」旨の注意を促した後に入札を執行する。

(ウ) 入札の執行に当たって、入札参加者全員に対し、入札に際して詳細な工事費内訳書を提出するよう要請する。

(エ) (ウ) により提出された工事費内訳書の技術的なチェックは、工事施行の担当課が行うものとする。

(オ) (エ) のチェックにより入札談合等の事実が明らかとなったときは、次の(2)に定めるところにより対応する。

(カ) 入札終了後に、入札結果の写しをアの手続に準じて公正取引委員会に送付する。

オ 技術資料提出型一般競争入札の場合は、入札参加資格が確認された者を対象として処理する。

カ 郵便による入札の場合は、入札書を提出した者を対象として処理する。

(2) 入札執行後に認定された場合

ア 契約締結前の場合

(ア) (1) のアの手続に準じて公正取引委員会に通報する。この場合においては、入札結果表の写しを添付する。

(イ) 入札に参加した者全員に対して、(1) のイの(イ)及び(ウ)の手続に準じて事情聴取を行う。

(ウ) 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる証拠を得たときは、入札心得の第11項第5号又は第6号を適用して当該入札を無効とし、併せて(1)のアの手続に準じて公正取引委員会に通報する。この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な資料を添えて通報する。

(エ) 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、入札に参加した者全員に(1)のエの(ア)の手続に準じて誓約書の提出を行わせたうえで落札者と契約を締結し、併せて公正取引委員会に通報す

る。この場合においては、当該誓約書の写し及び入札結果表の写しを添付する。

イ 契約締結後の場合

- (ア) (1) のアの手続に準じて公正取引委員会に通報する。この場合においては、入札結果表の写しを添付する。
 - (イ) 入札に参加した者全員に対して、(1) のイの (イ) 及び (ウ) の手続に準じて事情聴取を行う。
 - (ウ) 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる証拠を得たときは、その旨を調査委員会の委員長に報告する。
 - (エ) 調査委員会の委員長は、(ウ) の報告を受けたときは、調査委員会を招集して当該入札に係る契約を解除するか否かを審議させたいえ、当該審議結果、着工工事の進ちょく状況等を考慮して判断するものとする。
 - (オ) (エ) による判断の結果、当該入札に係る契約を解除したときは、(1) のアの手続に準じて公正取引委員会に通報する。この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な資料を添えて通報する。
 - (カ) 事情聴取等の結果、入札談合等の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、入札に参加した者全員に(1) エの (ア) に準じて誓約書の提出を行わせ、公正取引委員会にその写しを送付する。
- (3) 公正取引委員会への通報は、(1) 及び(2) の手続の各段階で行うこととなるが、状況に応じて、これらを取りまとめて行うことができる。

5 建設業関連業務の委託等への準用

この要領の規定は、本市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務の委託並びに物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いその他の契約の入札に係る情報で、入札談合等に関するものがあつた場合における本市の対応その他の処理方法について準用する。

6 雑則

この要領に定めるもののほか、入札談合等の情報の処理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

様式第1号

入札談合等情報報告書

年 月 日

静岡市公正入札調査委員会委員長 様

課 長

次のとおり報告します。

把握日時	年 月 日 () 時 分
対象工事名	
入札(予定)日	年 月 日 ()
提供者	1 報道機関 2 議員 3 その他 (役職・氏名)
情報手段	1 報道 2 電話 3 書面 4 面接
受信者	
情報内容	
備考	

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

氏名

印

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

今般の〇〇〇工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に触れる行為を行っていないことを誓約するとともに、今後においても当該関係法令を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが関係機関に送付されても異議はありません。

また、万一誓約に反する事実が存したときは、いかなる処分が行われようと一切の不
服申立てはいたしません。

入札談合等情報資料送付書

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局中部事務所長 様

市長名 印

当市所管の〇〇〇工事に関して入札談合等の情報がありましたので、その旨を通報するとともに、下記の関連資料を送付いたします。

記

送付資料（○印を付したのもの）

- 1 入札談合等情報報告書（写し）
- 2 誓約書（写し）
- 3 事情聴取書（写し）
- 4 入札結果表（写し）
- 5 その他

[]

